議案第８５号

久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例の一部を改正する条例

久喜市立幼稚園保育料等検討委員会条例(平成22年久喜市条例第256号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「15人」に改め、同条第3項を削る。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成３０年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

国が定める保育料の上限額が改正され、久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正が必要となったため、保育料等の検討が迅速に行えるよう、この案を提出するものであります。